



第206號 (第 18 卷)

(昭和13年) 6 月 號

我が國に日光節約法を實施せよ

京都帝國大學教授 理學博士 山 本 一 清

自分は多年にわたり世界の各地に行はれる標準時の制度を研究し、國家と國民生活、及び國際關係等について、此の問題が非常に重大なものであることを認識しつゝあつた。従つて、昭和8年に滿洲國が生れたときにも、同國が始め標準時として採用したグリニチ東經120°の標準時、即ち我が國の“西部標準時”について、國民の經濟、風紀、保健等の諸方面から研究熟考した結果、むしろ同國のためには東經135°の子午線を基準とするの有利なるを主唱したのであるが、幸ひ、此の主張は納れられて、康德4年初頭から之れは同國に採用せられるに至つた。

ついで、自分は我が臺灣や琉球西部地方の如き、永い間所謂“西部標準時”を用ゐてゐる地方のためにも、特に種々の見地から考究の結果、之れ亦“西部標準時”を棄てゝ、むしろ“中央標準時”に合流することが、住民の經濟、風紀、保健等の各方面から利益が多いことを勸説した。之れも幸ひに有識者の納るゝ所となり、臺灣は昭和12年10月初めから標準時を改めた。

滿洲國の場合にも、又、臺灣の場合にも、共に“西部標準時”を棄てゝ、我が“中央標準時”に合流することの利益は、前記の經濟、風紀、保健の3方面の便利のほか、尙ほ一つ、我が國の内地との交通及び通信上にも頗る便利多きこと、言ふまでもない。さきに、自分の主張に賛意を表した人士の中には、殆んど經濟、風紀、保健等の重要な見地を忘れて、専ら交通々信上の利益のみを高調した人もあつた位である。自分も、交通や通信上の國際的利便といふ一事を、やはり、始めから熱心に考慮し、又、主張もした者であることは勿論で

あるけれど、しかし、他方から考へて見ると、苟くも一獨立國々民の生活プログラムを律すべき標準時としては、先づ國內の關係する諸問題を主とし、之れに對して、國際的問題は寧ろ從として考慮しなければならないといふのが、自分の僞らざる意見なのであることを、こゝに明言して置く。——但し、臺灣島の場合は、臺灣が一獨立國では無くて、内地に近い一屬領である見地から見て、内地との交通々信上の便不便の問題を、滿洲國の場合よりも其れ以上に重要視しなければならないことは言ふまでもない。此の點も亦、臺灣に對する自分の特殊の意見として、こゝに讀者諸氏の一顧を煩はして置く。

近頃、自分は、又、東亞時局の動きに促がされて、東洋一帯、殊に北支と中支の各地方に關する標準時の問題を考究し、遂に“北支や中支も亦我が中央標準時を採用すべきである”といふ結論に到着して、二三の機會に之れを發表し（“天界”第205號、及び“急報”第289號）、世の有識者に問ふたが、最近の新聞報によれば、（偶然か、符合か!?）北支及び内蒙の我が皇軍部では、去る4月20日以後、我が日本中央標準時を使用する旨を公表したのは、實に賢明でもあり、又、愉快なるニュースであつた。自分としては、北支中支内蒙の各方面の一般官民が、我が軍部の賢策を其のまゝ採用し、1日も早く此の新標準時制に據らんことを望む次第である。尤も、くりかへし自分が茲に述べて置きたいことは、皇軍部關係者がいち早く我が“中央標準時”を採用したことは、或は専ら本國との交通々信上の利便を狙つたのであるかも知れないけれど、しかし、自分が支那在住民のために主張する新標準時は、先づ一般住民の經濟風紀保健上の利益を主として見、之れに兼ねて、支那の新政權と關係の密接な我が國や滿洲國との交通々信上の利便を從として考慮した結果であること、言ふまでもない。

さて、上記の如く、滿洲國、臺灣、及び支那方面の住民の生活上に、自分が繰り返して、經濟、風紀、保健の3方面の利益を主張してゐる理由は、一言にして言へば、今日、世界到る所の“近代生活”に於いて、人々は著しく自然の日光の恩恵を無視し、一般に朝ね坊と、夜更かしである事實を、極めて合理的に修正せんとする主意に出でたものであつて、從つて、之れは夙に歐米に於いて實施せられてゐる“日光節約法”（俗に言ふ“夏期時刻制”）の主意と酷似するものである。但し、自分は、一方に於いて、歐米流の“日光節約法”を其のま

ゝを採り入れることに賛成しないのは、彼地で只此の時刻制を夏の半年だけ用ゐるため、一年に2回も時計の指針を變動させることにより、“時刻の權威”を失墜するの愚を學びたくないからである。

抑も、現今、歐米に行はれる“日光節約法”なるものは、1907年以來、英人 W. Willett, R. Pearce 等の主唱により、1916年から、大戰中の經濟生活合理化のために實施され、其の後數年内に歐米の殆んど總ての國が同様な方法を採用したのであつたが、大戰終了と共に、或る國々は之を廢止した。しかし、大多數の國家や都市は今尚ほ夏期半年にわたつて之を實施してゐる。

只、前にも記した通り、春と秋と、毎年2回、時計の指針を變動するための法令と、手續きとが面倒であるのだが、日光節約の結果から見ると、其の利益の多いことも明瞭なので、最近には、1930年6月16日以後、ロシヤが先づ此の日光節約法を(半年と限定せず)むしろ永久のものとし、次いで、メキシコ、チリの兩國、及び米國シカゴ市も最近に此の法を、全年通じて實施することにした。滿洲國、朝鮮、臺灣は、此の點に於いては、東洋方面に於ける此の新式の標準時制をリードするものであり、自分の希望によれば、新興の支那政權も此の新機運に参加されんことを期待する次第である。

若し、人類が、原始時代の如き生活方式に歸つて、毎日、日出と共に起き、日没と共に就眠休養するのならば、標準時は殆んど自然時其のまゝで好いわけである。しかしながら、現代の文化生活者は、夜の時間を極めて長く生活の重要な一部として使用すると共に、當然の結果として、朝の床より起き上る時刻が遅くて、日出よりも頗るおくれ、従つて、午前中の業務を始める時刻も頗るおそい。そして此の傾向は、文化の爛熟進展と共に益々甚だしくなる。自分は今まで幾度も海外に旅行して、此うした世相の激しいのに、實に驚いた経験を多く持つてゐる。今日、世界を見渡して、比較的に早起き早寝をし、よく業を勵む國民は英米獨あたりであつて、之れに反し、朝ね坊と夜更かしの甚だしいのは佛、伊、スペイン、ロシヤ、中南米諸國等である。しかし、何所に於いても、自然の傾向に委せて置いて、朝起き早寝を促すものは、日光節約法以外には絶対に無い。

さて、我が國の社會生活を見るに、注意を要する點が決して皆無ではない。

尤も、世界の各國民と比較して見ると、我が日本國民の生活は、朝ね坊や夜更かしと言ふよりも、むしろ早起き早寢の方であると言つて好いかも知れない。之れには、古來、我が國の家庭に於いて、一般に、朝早く起きることを善風良俗として、幼少の時より父兄が訓育する傾向があるによる。西洋人が日没を樂しむに對して、我が國民が朝日の昇る雄壯なる姿を崇拜する習慣は、世界無比のもので、又、實に尊き日本精神の現はれであるとも言ひ得るのである。

しかしながら、此の朝起きの良風美俗が、事實、果して昔時の如く、今日も我が國民一般に立派に行はれてゐるか、否か？ 殊に、此の點につき、我が國內に於いても、田舎と都會地とを比較し、又は、農民と商工民と、自然人と文化人とを比較して見る場合には、卒直に見て、國內、到る所に、早起き早寢の良風が、何の心配も無く、立派に行はれてゐるとして、識者をして安心せしめ得ないものがある!! 我が國も、やはり、世界の“文化”の流れに載つてゐる以上、田舎よりも都會の人士が、又、自然生活者よりも文化生活者の方が、著しく“世界の流れ”に押され勝ちで、夜間の社交や歡樂は愈々益々甚だしく、従つて、朝起きの美風が漸次消えて行く事實を見誤ることは出来ない。

自分は、我が國にも此うした生活墮落の傾向が著しいことを、勿論、可なり以前から看取してゐた。殊に、さきには滿洲國や臺灣のために、最近には又、支那の社會民衆のために、日光節約法の原理を採り入れた新標準時制を考究し主唱した自分であるから、當然、其の最も愛する祖國“日本”のために、最も合理的な標準時制の制定を、決して忘れては居なかつたのである。——しかしながら、一方に於いて、新興の滿支兩國のための新制度の促進を急ぐ心で一ぱいであつたことと、他方に於ては、日滿支相互間の國際上の利便を今は特に重要視する心から考へて、姑く我が祖國“日本”のための獨自的な新制度の主張を延期してゐたのであつた。

しかしながら、時局は、昨年以來、急轉し、東亞の天地を聖化する大目的を以つて、今や我が國は、朝野を舉げ、上下心を一にして、前古未曾有の非常時體制により、勇往邁進しなければならない時機に際會したのである。今は眞に全“國力”を傾けての奮闘努力を必要とする時である。國民は、老若男女の別を問はず、“國家總動員”、“國民精神總動員”の聲を大にし、萬事の緊張、節

約、勤勉、眞摯の精神を以つて、國家の運命に殉ずる決心を、日常の生活と言行に生かして、進まねばならない。

茲に於いて、自分は、“今こそ我が國民が、多少の犠牲を拂つても、努力し、勇を奮つて、毎朝、日の出と共に起き、日光の輝く間は刻苦奮勵し、夕暮れには、日没と共に休養に入り、歡樂や享樂を棄て、次の日のために英氣を養ふといふ——純眞卒直な生活プログラムを實行すべきであると考へるものである。此の見地に立つて、自分は、國家のために、敢へて國內に日光節約運動の起らんことを切望するや、急である。依つて、自分は、去る4月20日、慎重熟慮の末、近衛內閣總理大臣以下、諸大臣大官に宛て、下の如き建白書を提出したのである。

建　　白　　書

今ヤ我が大日本帝國ハ未曾有ノ重大時局ニ際會シ、朝野ヲ舉ゲテ協力一致、萬事ニワタリ緊張節約ノ精神ヲ以テ日常ノ生活方針ヲ更新スベキ時機ナリ。此ノ時ニ當リ、小官ハ、茲ニ敢ヘテ不肖ヲ顧ミズ、貴官ニ對シ、日光節約法ノ即刻實施ヲ現下ノ非常時局ニ於ケル一大國家政策トシテ建言シ、上下官民一般ノ賛同ト實行トヲ促シ、以テ一層國力ノ充實ト發展トヲ大ニセンコトヲ熱烈ニ期待スルモノナリ。

日光節約ノ具體的方法トハ他ニアラズ、只、單ニ全國ノ標準時刻ヲ一齊ニ一時間ダケ早メルコトニヨリ、即チ、國內ノ在ラユル時計ノ指針ヲ一時間ダケ進メルトイフ手續ノミナリ。言ヒ換フレバ、政府ガ只適當ナル一法令ヲ發スルコトニヨリ、全國ノ時計ヲ新シキ統制圈內ニ惹キ入レ、國民ヲシテ此ノ新時刻制ニヨリ日常生活ヲ律セシムルコトヲ期スルナリ。

若シ右ノ如キ時刻統制法ガ實行サルル場合ニハ、國民全部ノ生活「プログラム」ガ、晝夜ノ區別ナク、從來ヨリモ總體的ニ一時間ダケ早メラルルコトナリ、其レニヨリテ、

- (1) 電燈電力等ノ大節約ト、之レニ伴フ國民經濟生活ノ緊縮ト合理化トヲ齎シ、
- (2) 國民一般ニ對シテ自然的ニ朝起キト早寢トヲ強制スルコトトナリ、以テ日々ノ生活精神ヲ緊張セシメ、
- (3) 又、日出ト共ニ起キ、日没ト共ニ休養スル良風ヲ促進スルコトニヨリ、國民ノ保健生活上ニモ一飛躍の利益ヲ來ラシムルコト必然ナリ。

即ち、コノ方策ニヨリ、國民生活ノ經濟ト風紀ト保健トノ三方面ニ於テ歴然タル効果ヲ舉グルコトヲ期待シ得ルモノニシテ、之レ即ち、今日ノ非常時局ニ對スル國家總動員、國民精神總動員、電力統制並ビニ節約ノ大主旨ニ向ツテ國民各個ノ生活ヲ適確ニ合致セシムルコトナリ、正ニ百利アリテ、一害ナキモノト信ズ。

因ニ、所謂「日光節約法」ハ歐米各國ニ於テ、一九一六年以來俗ニ「夏期時刻」ノ名ノ下ニ廣ク實施セラレ、國家經濟其ノ他百般ノ上ニ多大ナル効果ヲ舉ゲテ今日ニ及ベルモノナリ。然レドモ我が國ノ如キ地理的ニ緯度ノ小ナル地域ニ於テハ、晝ニ夏期ノミナラズ、ムシロ全年ヲ通ジテ、之レヲ實施ニヨル利益ヲ舉ゲ得ルモノナリ。

右建白ス

昭和十三年四月二十日

京都帝國大學教授 山 本 一 清

近衛內閣總理大臣

杉山陸軍大臣

米內海軍大臣

末 次 內 務 大 臣

木戸文部大臣

木戸厚生大臣

瀧 企 劃 院 總 裁

(但し、こゝに“我が國”といふ言葉には、特に臺灣を含まないことを意味する。上記の如く、臺灣は、滿洲國と共に、此の文の主旨に合致する如き日光節約のための新標準時を、既に昨年から實施してゐるのであるから、此の上、我が本國の時刻政策に追従する必要はない。臺灣は、既に一步を先んじて、我が國の内地のための模範となつてゐるのであるから。)

今日、我が國民が、上記の趣旨によつて、日光節約法を實行するに至る場合に、國內的には“百利あつて一害無い”ことは勿論である。しかし、之れを國際的の見地から見る場合に、茲に多少の不便を経験しなければならない點を、自分は知つてゐる。其れは即ち、滿洲、支那、臺灣の各地方と、我が國とが、近年幸ひに同一の標準時を施行することによつて獲た新しい利便を、こゝに再び失ひ、彼我の交通や通信事務に多少の不便を見るに至ることである。しかしながら、大局より之れを見て、國際的の便利と、國內の生活合理化と、果して何れを重大視すべきであるか？ 此の點に於いてこそ、國家の非常時に處する大精神により善處、英斷すべきものであることを、自分は信ずる。

上に繰り返した如く、國內の時刻統制による生活プログラムの合理化は、其の何國たるを問はず、國民全部の關與する問題である。之れに反して、國際關係の事務にたづさはる者の大部分は、極めて少數にして優秀なる技術者である。故に、大局より見て、日光節約法を適用することは、現下の我が國に緊急の重要事たること、些かも疑ひ無い所である。(1938, 4, 30)

(表紙第3面挿圖“東亞の標準時制”を参照されたい)

トラック走者の時間を測る

米國カリフォルニア大學の物理學者 Laurence E. Dodd, W. W. Harper 兩博士は運動競技のトラック走者や、自動車のスピードを、1000分の1秒まで正確に測る考案に成功した。之れはピストルの筒口に銅線を引き、之れに電流を通じて置いて、發射と同時に此の銅線が切斷され、電流も切れる——其の一瞬時刻を精密時刻で測ることとする。又、決勝點では、テープの所に光線を通じ、之れが切れることを光電池の作用で電流に通じ、同様にして標準と比較するといふ仕かけである。勿論、何れも精密な器械なので、取扱ひには熟練を要する。

兩博士が實地について試験した所では、走者の時間を、普通のストップ・ワチで3.9秒と測つたのに對し、兩博士は4.025秒と測つた。更に又、或る場合、走者の時間が丁度10秒とストップ・ワチに現はれたけれど、兩博士の測定に比較すると、之れは0.10秒だけ御なさけがあることが知れた。ストップ・ワチは一般に0.04秒乃至0.12秒の誤りがあるといふ。此の新法が今後廣く用ゐられると、スポーツ界にも100分ノ1秒までレコードが、やかましく言はれることになるだらう。

「天界」原稿・寫眞・廣告の締切日變更

編輯の都合により「天界」の原稿・寫眞及び廣告の締切日を毎月25日(特に急を要するものは月末まで)に變更します。

- ★ 原稿は横書きで、文字は明瞭に。(原稿用紙御申越次第進呈)
- ★ 投稿先は(廣告も同様) 京都市左京區吉田泉殿町59 山本 進
- ★ 別刷希望者はその旨附記されたい(但し、實費を要す)。